

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人 宮崎県交通安全協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	道路使用許可調査業務	道路使用許可に関する現地調査	8,334,700	第167条の2第1項 第2号	本件委託内容である道路使用許可調査業務を行うには、道路交通法第108条の31で定める「宮崎県交通安全活動推進センター」に宮崎県公安委員会から指名されることが必要であるが、本県において、同センターの指定を受けている団体は、一般財団法人宮崎県交通安全協会以外にないことから同協会に委託する。	警察本部交通部 交通規制課
2	安全運転管理者等講習業務委託	安全運転管理者等に対する講習業務の委託	13,640,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、安全運転管理者等の資質の向上を図り、各事業所における運転者の安全運転を目的とした講習の実施を委託するもの。 本業務を受託するためには、宮崎県公安委員会から資格要件について審査を受け、認定される必要があるが、認定された業者が一般財団法人宮崎県交通安全協会のみであった。同協会は、県内全域に支部を有しており、交通安全事業に関する知識・経験も豊富であり、当該業務を適正かつ効果的に遂行できる十分な実績と能力を有することから、同法人と随意契約を締結することとしたものである。	警察本部交通部 交通企画課